

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定取消に関して公示する件

○農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号（令和七年一月十七日）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

- 一 名称 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
- 二 住所 東京都新宿区新宿六丁目二十四番二十号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	重量	用途	形状
紙	灰色	五五グラム	鶏卵用	農林水産省 平成二十年六月経済産業省告示第一号 環境省 図第一のとおり